

岩手県医療局管理規程第8号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
<p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p>							<p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 別表第1に掲げる職にある職員であって次の各号のいずれかに該当するものの平成23年4月から平成24年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 本庁に置かれる職で別表第1の2種若しくは3種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の3種の区分の適用を受ける職員（統括副院長又は副院長の職にあるものを除く。） 100分の25</p> <p>(2) 本庁に置かれる職で別表第1の4種若しくは5種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の1種、2種、4種若しくは5種の区分の適用を受ける職員（4種の適用を受ける職員にあっては、副院長の職にあるものを除く。） 100分の15</p>								
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）								
組 織		区 分					組 織		区 分						
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種			1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
本庁		[略]			[略] 薬事指 導監	[略]	[略]	本庁		[略]			[略] 薬事指 導監 診療放 射線指 導監	[略]	[略]
					臨床検 査指導 監 [略]								臨床検 査指導 監 [略]		
病院		[略]		[略]	[略]	事務局 薬剂科 長（3	薬剂科 長（宮	病院		[略]		[略]	[略]	事務局 薬剂科 長（3	

<p>長（中央に限る。）</p> <p>看護部長（職務の級7級の職にある者に限る。）</p>	<p>長</p> <p>[略]</p>	<p>種の欄及び4種の欄に掲げる者を除く。）</p> <p>総看護師長（4種の欄に掲げる者を除く。）</p>	<p>古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）</p> <p>診療放射線技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）</p> <p>臨床検査技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）</p>			<p>長（中央に限る。）</p> <p>薬剤部長（看護部長（職務の級7級の職にある者に限る。）</p>	<p>長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）</p> <p>[略]</p>	<p>種の欄及び4種の欄に掲げる者を除く。）</p> <p>薬剤科長（4種の欄に掲げる者を除く。）</p>	<p>診療放射線技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）</p> <p>臨床検査技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）</p> <p>栄養管理室長（医療局長が認める</p>	<p>診療放射線技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）</p> <p>臨床検査技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）</p> <p>栄養管理室長（医療局長が認める</p>
--	---------------------	--	---	--	--	---	--	---	---	---

者に限  
る。)

[略]

別表第2 (第3条関係)

1・2 [略]

3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
6級	[略]	
	5種	50,500円
	[略]	
[略]		

4 [略]

[略]

別表第3 (第3条関係)

1 [略]

2 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
6級	[略]	
	5種	39,500円
	[略]	
[略]		

3 [略]

[略]

[略]

別表第2 (第3条関係)

1・2 [略]

3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
6級	[略]	
	5種	50,500円。ただし、 <u>遠野、南光、江刺、千厩、軽米及び一戸の薬剤科長にあつては、58,900円</u>
	[略]	
[略]		

4 [略]

[略]

別表第3 (第3条関係)

1 [略]

2 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
6級	[略]	
	5種	39,500円。ただし、 <u>遠野、南光、江刺、千厩、軽米及び一戸の薬剤科長にあつては、46,100円</u>
	[略]	
[略]		

3 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。